

# 競争的資金等に関する不正防止計画

当社における公的研究費の適正な執行を確保し、不正を防止するため、競争的資金等運営管理規程第5条に基づき、次のとおり「競争的資金等に関する不正防止計画」を定める。

## 第1条（管理運営体制の明確化）

競争的資金等の運営・管理を適正に行うために、会社内の運営・管理に関わる体制を会社内外に公表する。

## 第2条（物品等の納入及び検収）

当社に納入される物品の検収は「売上業務管理要領」および「競争的資金等運営管理規程」に基づき実施する。

2. 取引業者に対し、競争的資金等の適正な使用と管理について説明を行う。
3. 取引業者に対して、誓約書の提出を求め、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の措置を講じる。

## 第3条（出張の事実確認）

研究者が、当該研究に係る用務のための出張については、事前に「出張事前申請」にて事前に申請を行う。

2. 研究者は出張後、速やかに出張報告書類を作成し、出張の事実を確認できる領収書や証憑書類を添付して経理部に提出する。

## 第4条（監査の実施）

競争的資金等の適正な使用を確認するために、必要に応じ、監査を行う。

2. 監査を行った結果、問題点等を確認した場合は、最高管理責任者に対して必要な措置を講じるよう求める。

## 第5条（不正使用等に係る通報等の取扱い）

不正使用等に係る通報等については「内部通報規程」に基づき適正に取り扱う。

2. 通報の方法とあわせて、通報者及び調査協力者の保護に十分留意する。

## 第6条（社員への周知徹底）

最高管理責任者は、競争的資金等運営管理規程等を周知徹底し、社員の意識向上と研究活動における不正防止を図る。

2. 競争的資金等の適正な運営・管理について周知し、不正な使用の防止を図る。

## 第7条（不正防止計画の公表等）

最高管理責任者は、この不正防止計画を公表する。

2. 競争的資金等の使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検と見直しを行う。